

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

顧客との契約から生じる収益

収益基準が最終化

—新しい収益モデルに関する包括的考察

電力・公益事業業界<補足資料>

No. US2014-01 (supplement)
May 8, 2015

目次

概要.....	1
適用範囲.....	2
顧客との契約を識別する.....	5
履行義務を識別する.....	8
取引価格を算定する.....	11
取引価格を契約の中の 履行義務に配分する.....	14
企業が履行義務の充足時に (または充足するにつれて) 収益を認識する.....	16
包括的な事例—5ステップ・ モデルの適用.....	19
表示、開示、経過措置.....	22

要点

2014年5月28日、米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)(以下、「両審議会」)は、長い間待たれてきた、収益認識に関するコンバージェンスされた基準を公表しました。開示要求事項の大幅な増加により、ほぼすべての企業がある程度の影響を受けることになります。しかし、変更は開示のみにとどまらず、また企業に与える影響は業種や現行の会計実務によって異なります。

[In depth US2014-01](#)では、新基準に関する包括的な分析を提供しています。本補足資料では、電力・公益事業業界の企業が新基準への移行にあたり最も重要な課題となりうるいくつかの領域を取り上げています。

概要

電力・公益事業業界における報告企業(規制対象の電力会社および規制対象外の電力会社を含む)は、新しい収益認識基準(「新収益基準」)の影響を受けることになります。新基準は現行の米国会計基準(US GAAP)および国際財務報告基準(IFRS)のほぼすべてを置き換えるものです。この電力・公益事業業界に関する補足では、電力・公益事業業界の報告企業において関心の高い主要な領域について議論します。主要な領域には(1)料金に基づく販売が新基準の範囲内であるかどうか、(2)契約変更の会計処理、(3)契約における履行義務への取引価格の配分、(4)履行義務の完全な充足のための進捗度の測定に使用する方法、などが含まれます。

2015年4月29日、FASBは、新基準の発効日の延期を提案する会計基準更新書案(「FASB案」)を公表しました。公開企業、特定の非営利企業、特定の従業員給付制度は2017年12月15日より後に開始する事業年度およびその事業年度に属する期中報告期間より新基準のガイダンスを適用することになります。2016年12月15日より後に開始する事業年度およびその事業年度に属する期中報告期間においてのみ早期適用は認められます。

その他の全ての企業は、2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間において新基準のガイダンスを適用します。早期適用は、2016年12月15日より後に開始する事業年度およびその事業年度に属する期中報告期間、または2016年12月15日より後に開始する事業年度、および最初に新基準のガイダンスを適用する事業年度の1年後に開

始する事業年度に属する期中報告期間においてのみ許容されます。

IASB は、2015 年 4 月 28 日、新基準の発効日を 1 年延期して 2018 年 1 月 1 日とすることを提案することを決定しました。IASB の提案では、企業が新基準を早期適用する選択肢は保持される見込みです。

FASB および IASB の決定は最終ではありません。これらの提案は、両審議会のそれぞれのデュープロセスの要求事項を満たす必要があります。

適用範囲

新基準は顧客との契約に適用されます。契約とは、強制可能な権利および義務を生じさせる複数の当事者間の合意です。権利および義務の強制力は法律の問題であり、契約は文書による場合もあれば、口頭による場合や、企業の取引慣行により含意される場合もあります。顧客とは、企業の通常の活動のアウトプットである財またはサービスを対価と交換に獲得するために当該企業と契約した当事者であると定義されます。新基準では顧客との特定の契約（例えば、リース契約、保険契約、金融商品およびその他の契約上の権利と義務、保証、および特定の非貨幣性交換取引）について明示的に範囲から除外しています。しかし、その他の全ての顧客との契約は新基準の範囲内となります。

多くの場合、顧客との個々の契約については、その他の会計上のガイダンス、とりわけリースおよびデリバティブのガイダンスを考慮することが要求されます。新基準に基づき顧客との契約を評価する際、電力・公益事業業界の企業は現行のガイダンスと同じコモディティ契約の会計フレームワークの適用を継続します。これは新基準がその他のガイダンスの範囲外となる顧客契約における要素のみを取り扱うためです。コモディティ契約の会計フレームワークに関する詳細は、PwC の公表物 [Guide to Accounting for Utilities and Power Companies \(US GAAP\)](#) (公益事業・電力企業に関する会計ガイド (US GAAP)) (英語) および [Financial reporting in the power and utilities industry \(IFRS\)](#) (電力・公益事業業界における財務報告 (IFRS)) (英語) において議論しています。

新基準は、契約が取引慣行により含意される場合もあることを示しています。PwC は、この概念が、規制対象の顧客との料金に基づく販売に関連していると考えます。特に、規制当局が料金およびサービス条件の設定において責任を負ってはいるものの、電力、ガスまたは水道の購入、供給、販売については、顧客と公益事業会社との間に含意されている契約があります。PwC は規制された顧客に対する料金に基づく販売は新基準の範囲内であると考えますが、この範囲に関する問題は、現在、米国公認会計士協会 (AICPA) の電力・公益事業企業の収益認識タスクフォース (以下「タスクフォース」) によって議論されています。このタスクフォースは、財務諸表作成者が新基準の適用にあたり遭遇する適用上の論点を解決するのを支援するためのガイダンスおよび設例の提供を目的として AICPA により設置されました。

下表では、電力・公益事業業界において一般的な特定の契約上の取決め、およびそれらが新基準の範囲内か範囲外のどちらと見込まれるかを要約しています。

契約	新基準の範囲内か 範囲外か	説明
電力販売契約 これには、通常購入・通常販売の範囲除外 (US GAAP) または自己使用の範囲除外 (IFRS) が適用される契約が含まれます。	範囲内	商業市場に電力を販売する独立系の電力会社は、新基準を適用する可能性が高くなります。 電力販売契約を締結する電力会社は、契約における要素のうち、その他の会計ガイダンスの下で会計処理されない部分に新基準を適用する可能性が高いでしょう。
規制料金に基づく収益	範囲内	規制当局がサービス料金および条件の設定に責任を負ってはいるものの、電力、ガス、または水の購入、引渡、販売については、顧客と公共事業会社の間には含意された契約があります。 注: 上記のように、PwC は規制対象の顧客への規制料金に基づく販売が新基準の範囲内に入ると考えていますが、この範囲に関する問題は現在、タスクフォースが議論中です。
エネルギー効率化設備の据付けおよび保守を含むホームサービス	範囲内	給湯器、エネルギー効率化設備または住宅の電気修繕および保守などのホームサービスに係る契約は、通常、新基準の範囲内となります。これらは、具体的に定義された強制可能な義務を伴う一般的な契約サービスです。

料金規制の対象となる対価 – US GAAP のみ*

ASC 980-605 が定義する返金対象となる収益 (US GAAP のみ)	範囲外	US GAAP は、返金対象となる収益は、企業と顧客の間の契約ではなく、企業と公共事業の規制当局の間の契約において生じると規定しています。既存の US GAAP ガイダンス (ASC 980-605) は、新基準においても保持されました。しかし、判断においては、製品保証ではなく、新基準に基づく認識の概念を反映すべきです。
ASC 980-605 が定義する代替的収益プログラム (US GAAP のみ)	範囲外	US GAAP は、代替的収益プログラムは、企業と顧客の間の契約ではなく、企業と公益事業の規制当局の間の契約であると規定しています。代替的収益プログラムの規制資産および規制負債の認識については既存の US GAAP ガイダンス (ASC 980-605) が保持され、包括利益計算書においては、規制資産および規制負債から生じる収益を顧客との契約から生じる契約と区別して表示することが要求されています。

* 2014 年 9 月、IASB は、ディスカッション・ペーパーを公表し、料金規制の共通の特徴を考慮し、それらのどれが、料金規制の対象とされていない他の活動から生じる権利と義務と区別できる権利と義務の組み合わせを創出する (該当があれば) のかを検討しました。このディスカッション・ペーパーは、特定の会計上の提案を含むものではなく、IFRS の財務諸表において定義された料金規制の財務上の効果を報告するための最良の方法を決定する際に考慮することができる、いくつかの考え得るアプローチを模索するものです。ディスカッション・ペーパーへのコメント期限は 2015 年 1 月 15 日で、このフィードバックは 2015 年 3 月の料金規制事業に関する諮問グループの会議において議論されました。

設例 1 – 一部が新基準の範囲に含まれる顧客との契約

事例: Wisteria wind Farm 社は、電力購入契約(「PPA」)を Rosemary Gas & Electric 社と締結し、電力のアウトプットおよび関連の再生エネルギークレジット(「REC」)の 100%を販売します。Wisteria 社の会計方針では、REC は風力設備のアウトプットとはみなされません。PPA における電力の要素は、リースとして会計処理されます。

Wisteria Wind farm 社は、Rosemary Gas & Electric 社との PPA の下での電力および REC の販売をどのように会計処理すべきでしょうか

考察: 電力の販売は、ASC840「リース」にしたがって会計処理されます。したがって、PPA における電力の要素は、新基準の範囲内ではありません。一方、この事例において、Wisteria wind Farm 社の会計方針では、REC が風力設備のアウトプットではないため、REC の販売はリースではありません。したがって PPA における REC の要素は、新基準の範囲に含まれます。

非金融資産の販売(例: 不動産)

非金融資産(例: 不動産)を販売する電力・公益事業企業は、当該販売が新基準の範囲内であるかどうかを判断するために、全ての事実および状況を評価しなければなりません。新基準は、通常の事業の過程における、事業を構成しない非金融資産の顧客への移転に適用されます。企業の通常の活動のアウトプットではない移転は、新基準の範囲外となります。US GAAP を適用する電力・公益企業は、ガスパイプライン、発電所および風力発電の販売を評価する際にこのガイダンスを考慮する必要があります。不動産の販売に適用する適切な認識モデルは、以下の表に例示されるように、いくつかの要因に左右されます。

シナリオ	収益認識モデル
シナリオ 1: 顧客への非金融資産の販売 通常の事業の過程における顧客への非金融資産の販売(例えば、発電設備など)	取引全体に新基準が適用されます。
シナリオ 2: 顧客以外への非金融資産の販売 事業を構成しない、通常の事業の過程以外(顧客以外への販売)での非金融資産の販売	ASC 610-20(US GAAP)/IAS 第16号、IAS 第38号または IAS 第40号(IFRS)が適用されますが、企業が以下を決定するために新基準の特定の要素を適用することが要求されます。 <ul style="list-style-type: none"> • 強制可能な契約が存在するかどうか • 資産の支配が買手に移転しているかどうか • 変動対価による収益への制限を考慮して、資産の認識が中止される際に認識される利得または損失の金額
シナリオ 3: 非顧客への事業の売却 顧客以外への事業の売却(不動産を含む)	顧客以外への事業の売却(不動産を含む)に連結ガイダンス(ASC810(US GAAP)/IFRS 第10号(IFRS))の中の認識中止モデルを、事業の売却に適用します。

顧客との契約を識別する

顧客との契約は、以下の要件のすべてに該当する場合にのみ、新基準に従い会計処理しなければなりません。

- a. 当事者が、契約を承認しており、それぞれの義務の履行を確約している
- b. 企業は、移転すべき財またはサービスに関する各当事者の権利を認識できる
- c. 企業が移転すべき財またはサービスに関する支払条件を識別できる
- d. 契約に経済的実質がある
- e. 企業が、顧客に移転される財またはサービスと交換に権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高い

顧客との契約が契約開始時において、上記の要件に該当する場合には、事実および状況の重大な変化の兆候がないかぎり、企業は当該要件の再判定をすべきではありません。顧客との契約が、開始時に上記の要件に該当しない場合には、上記の要件がその後満たされたかどうかを判定するために、契約を引き続き評価しなければなりません。

契約の結合

電力および公益事業会社は、同一の顧客との複数の契約を単一の契約として会計処理をすべきかどうかを評価しなければなりません。適切な場合に契約を結合することは、会計単位が適切に識別され、会計モデルが適切に適用されていることを確実にする助けとなります。例えば、同一の相手先に電力と容量を販売する独立の契約がそれぞれ同日に締結された場合、もう一方の契約で受け取る対価を考慮しない限り個別の契約のいずれかが不採算となるのであれば、単一の商業的目的を有する可能性があります。

契約変更

「混合および延長」(blend and extend)などの契約変更は、電力・公益事業業界において一般的です。混合および延長契約において、買手および売手は、既存の契約期間の延長を含めて、既存の契約に関する価格の変更について交渉します。混合価格を低くする(当初の価格と、それよりも単価の低い延長期間の価格を混合すること)で買手が便益を受け、期間の延長(当初の期間に延長期間を追加すること)により売手が便益を受けることは一般的です。経営者は、新基準における契約変更の条項の下で、こうした種類の契約変更をいつ、どのように会計処理すべきかを判断するために、これらの契約変更を評価する必要があります。

下表では、新基準、現行の US GAAP および現行の IFRS に基づき、契約の結合および契約変更に関連して行うべき会計処理を要約しています。

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
契約の結合 以下のいずれかに該当する場合、同時またはほぼ同時に締結した複数の契約(顧客の関連当事者との契約を含む)を結合し、単一の履行義務として会計処理しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none">• 契約が単一の商業的目的を持って交渉されている• 1 つの契約における対価の金額が他の契約の価格または履行に左右される• 約束した財またはサービスが単一の履行義務である	特定の業界特有のガイダンス(例えば、建設会計)の範囲に含まれない契約の場合、契約結合は、それらが同一の顧客や関連当事者との間に締結されており、かつ、同時に交渉されている場合に要求されます。	特定の業界特有のガイダンス(例えば、建設会計)の範囲に含まれない契約の場合、契約結合は、複数の取引が関連しており、かつ、契約の結合が取引の商業的(経済的)実質を反映するために必要である場合に要求されます。

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>契約変更</p> <p>契約変更は、以下の両方をみたく場合、独立の契約として会計処理されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該契約変更が、別個の財またはサービスを約束している 契約の価格が、追加的に約束した財またはサービスについての独立販売価格を反映した対価の金額の分だけ増額される。 <p>独立した契約でない契約変更は、以下のいずれかで評価され、会計処理されます</p> <ul style="list-style-type: none"> 財またはサービスが契約変更以前に移転した財またはサービスと別個のものである場合、当初の契約の解約と新規契約の創出 残りの財およびサービスが別個のものではなく、したがって部分的に充足されている単一の履行義務の一部である場合、契約収益への累積的修正 前述の 2 つのアプローチの結合 	<p>ほとんどの業界および取り決めについて現行の US GAAP の下で契約変更の会計処理に関するガイダンスは存在せず、契約変更に関する企業の会計処理には多様な実務がありました。</p>	<p>ほとんどの業界および取り決めについて現行の IFRS の下で契約変更の会計処理に関するガイダンスは存在せず、契約変更に関する企業の会計処理には多様な実務がありました。</p>

潜在的な影響

PwC は、電力・公益事業会社が新基準の適用においてもっとも判断を要する要素の 1 つは、混合および延長契約などの取決めに対する契約変更のガイダンスの適用があるものだろうと考えます。報告企業は、混合および延長契約を、以下の 2 つの方法のうちのどちらかにより会計処理を行うことになるでしょう。

- (1) 契約変更により、別個の財の数量(例えば、引き渡される電力量)が増加し、追加の対価が追加的に約束した財についての報告企業の独立販売価格を反映するのであれば、既存の契約から独立した契約とする
- (2) 契約変更により別個の財の数量(例えば、引き渡される電力量)が増加しているが、追加の対価が追加的に約束した財についての報告企業の独立販売価格を反映しないのであれば(例えば、新規の別個の財の 1 単位当たりの価格が市場価格よりも著しく低いなど)、既存の契約を解約して新契約を創出したかのように、将来に向かって会計処理する

PwC は、延長期間において引き渡される電力は通常、追加的な別個の財となるため、典型的な混合および延長契約に累積的なキャッチアップ修正が要求されるとは考えません。累積的なキャッチアップ修正は、ある状況において要求される場合があります(例えば、単一の履行義務を表す建設サービス契約への修正)

設例 1 – 契約変更 - 将来に向かっての変更

事例: Power Sale Co. (「Seller 社」) および Electric Buy Co. (「Buyer 社」) は、電力の既存の売買契約の当事者です。契約期間は、20X0 年 1 月 1 日に開始、20X7 年 12 月 31 日までとなっています。契約価格および年間契約量は、それぞれ \$50/MWh および 87,600MWh (10MW/時間 × 24 [時間/日] × 365 [日/年]) でした。

Seller 社は、電力を販売する義務は、一定の期間にわたり充足される単一の履行義務を表していると結論づけました。(すなわち、「契約期間にわたる電力の販売は、ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財」を表しています。履行義務の識別についてのさらなる情報は「履行義務を識別する」というタイトルのセクションを、履行義務の充足および履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定の概念に関するさらなる情報については「企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する」というタイトルのセクションをご参照ください。

契約開始から 2 年後である 20X2 年 1 月 1 日に、Seller 社および Buyer 社は、既存の契約への変更(つまり、混合および延長契約)を交渉し、契約期間を 2 年間、延長しました。追加の 2 年間の電力の売買の契約価格および年間契約量は、それぞれ \$60/MWh および 87,600MWh となっています。

Seller 社はどのように会計処理すべきでしょうか

考察: Seller 社が、契約変更日において、(1) 引き渡される追加の電力が別個の財を表しており、かつ (2) 追加の対価である \$10,512,000 ($(\$60 \times 87,600\text{MWh})$ [第 9 年度] + $(\$60 \times 87,600\text{MWh})$ [第 10 年度]) が、この追加的な約束した財の独立販売価格を表していると結論づけるのであれば、混合および延長契約は、独立した契約として会計処理されます。独立した契約としてこの契約変更の会計処理を行うことは、企業が独立した契約を締結することと既存の契約への変更と合意することとの間に経済的な差異はないという事実を反映しています。Seller 社は、20X7 年 12 月 31 日までの間 1MWh 当たり \$50 で収益の認識を継続し、20X8 年および 20X9 年において 1MWh 当たり \$60 で収益を認識します。

もし Seller 社が、契約変更日において、引き渡される追加の電力が別個の財を表しているが、追加の対価である \$10,512,000 ($(\$60 \times 87,600\text{MWh})$ [第 9 年度] + $(\$60 \times 87,600\text{MWh})$ [第 10 年度]) がこの追加的な約束した財の独立販売価格を表していないと結論づけた場合には、混合および延長契約は、既存の契約の解約および新契約の創出として将来に向かって会計処理されます。このケースでは、既存の契約の最後の 6 年間 (20X2 年 1 月 1 日 - 20X7 年 12 月 31 日) および追加の 2 年間 (20X8 年 1 月 1 日 - 20X9 年 12 月 31 日) に認識されるべき対価の合計金額は \$36,792,000 ($(\$50 \times 87,600 \times 6) + (\$60 \times 87,600 \times 2)$) すなわち 1 年につき \$4,599,000 です。このように契約変更を将来に向かって会計処理することは、実質的に、既存の契約を解約し、新規の契約が締結されていることを表しています。

設例 2 – 契約変更 - 建設サービス契約 - 累積的キャッチアップ修正

事例: Gas Pipeline Co. (「Seller 社」) は、天然ガスを納入場所 A から納入場所 B まで輸送する天然ガスパイプラインの建設契約を Energy Co. (「Buyer 社」) と締結します。契約は、Seller 社が、天然ガスパイプラインを固定価格 \$150,000,000 で 24 カ月間にわたり建設することを要求しています。建設は 20X0 年 1 月 1 日から 20X1 年 12 月 31 日までです。パイプライン建設のための予想コストは合計で \$110,000,000 となる見込みです。天然ガスパイプラインの建設は、単一の履行義務です。初年度の終わりに、Seller 社は合計で \$50,000,000 のコストを発生させ、Seller 社と Buyer 社は残りの天然ガスパイプライン建設のために使用される鉄鋼のグレードの変更と合意しています。この変更により、取引価格が \$10,000,000、予想コストが \$7,500,000 増加する見込みです。

Seller 社は契約変更の会計処理をどのように行うべきでしょうか

考察: Seller 社は、契約変更を既存の契約の一部であるかのように会計処理しなければなりません。契約変更の下で提供される予定の残りの財またはサービスが別個のものでないため、契約変更によって履行義務は創出されません。Seller 社は、契約変更の影響を会計処理するために取引価格の見積りおよび進捗度の測定を更新しなければなりません。この結果、契約変更日に累積的キャッチアップ修正を行うことが必要となります。

Seller 社が、(1) 納入場所 A と納入場所 B を結ぶガスパイプラインを建設する義務を一定の期間にわたり充足される単一の履行義務として会計処理を行い、(2) コストに基づくインプット法によって履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定した、と仮定すると、Seller 社は、20X0 年 12 月 31 日に終了する年度について \$68,085,106 ($(\$160,000,000 [\$150,000,000 + 10,000,000]) \times (\$50,000,000 / \$117,500,000 [\$110,000,000 + \$7,500,000])$) の累積的収益を認識します。履行義務の充足の概念および履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定に関するさらなる情報は「企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する」のセクションをご参照ください。

注: 新基準の下での契約変更の会計処理は、現在、タスクフォースによって議論されています。

履行義務を識別する

履行義務は、顧客に対して、別個の財またはサービス、またはほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財またはサービスを移転する約束です。約束は、明示的な場合もあれば、企業の取引慣行に基づき黙示的である場合もあります。履行義務を識別し、区分する目的は、履行義務の充足時（つまり、財またはサービスの顧客への移転時）において収益を認識することです。顧客との契約の中で識別された別個の履行義務が、いつ、どのように収益が認識されるかを決定する会計単位となります。一連の別個の財またはサービスは、次の要件の両方に該当する場合、顧客への移転のパターンが同じとなります；(1)一連の別個の財またはサービスのそれぞれが、一定の期間にわたり充足される履行義務となるための要件を満たす、(2)一連の別個の財またはサービスのそれぞれを顧客に移転する履行義務の完全な充足に向けての企業の進捗度の測定に、同一の方法が使用される。

複数の履行義務を含むことは電力・公益事業業界における顧客との契約において一般的です。したがって、顧客への別個の財またはサービスを移転する明示的、黙示的、または含意されている約束を識別するために、電力・公益事業会社は顧客との契約のポートフォリオを積極的に評価することが重要です。

下表では、新基準、現行の US GAAP および現行の IFRS に基づく、顧客との契約の中の履行義務の識別に関連したガイダンスを要約しています。

新基準 ¹	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>履行義務</p> <p>企業は、財またはサービスが別個のものである場合、または一連の財またはサービスが同質で、以下の要件の両方に該当する場合に、企業は履行義務を区分して会計処理しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が顧客に連続的に移転することを約束している一連の別個の財またはサービスのそれぞれは、一定の期間にわたり充足される履行義務となる 単一の方法が、一連の別個の財またはサービスのそれぞれを顧客に移転する履行義務の充足に向けての企業の進捗度の測定に使用される。 <p>以下の要件の両方が満たされる場合、財またはサービスは別個のものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客がその財またはサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができる 財またはサービスを移転するという企業の約束は、契約の中の他の約束から区分可能である。 <p>契約の中の財またはサービスが、区分して識別可能であることを示す要因には以下が</p>	<p>建設会計の範囲に含まれない複数の引渡対象物がある契約は、契約におけるそれらの引渡対象物が特定の要件に該当する場合には、独立した会計単位に区分されません。引き渡す項目が顧客にとって単独での価値を有し、未引渡しの項目が引渡される可能性が高く、実質的に売主に支配されている場合、区分することが適切となります。</p>	<p>取引の実態を反映するため、単一の取引における区分して識別可能な構成要素のそれぞれに収益認識基準を適用することが必要となります。取引が単一の要素によるか複数要素で構成されているかを判断するために、顧客の観点が重要となります。</p>

¹ FASB と IASB は、設例の追加を含む、履行義務の識別についてのガイダンスの修正と明確化を 2015 年 2 月に暫定的に決定しました。詳細については In transition US2015-02 をご参照ください。

新基準 ¹	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>含まれますが、これらに限定されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が当該財またはサービスを、顧客が指定した結合後のアウトプットの製造のためのインプットとして使用しない。 契約で約束した他の財またはサービスの大幅な修正またはカスタマイズをしない 財またはサービスが、その他の約束した財またはサービスへの依存性や相互関連性が高くはない。 		

潜在的な影響

電力販売契約の下で電力を移転する約束は、ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財を移転する約束を表しています。この結論は以下の要因に基づきます。

1. 電力は、(a) 顧客が電力からの便益を、それ単独で得ることができる(すなわち、顧客が市場に単独で、電力を販売することが可能である)、かつ(b) 電力を移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であるため、別個のものとなります。
2. 電力を引き渡すための履行義務は、顧客が、企業の履行によって提供される便益を、企業が履行するにつれて同時に受け取って消費するため、一定の期間にわたり充足されます。一定の期間にわたる履行義務の充足の概念に関するさらなる議論については「企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する」のセクションをご参照ください。
3. 企業が顧客に移転を約束している一連の電力の引渡しのそれぞれが、一定の期間にわたり充足される履行義務の要件を満たし、一連の電力の別個の引渡しのそれぞれにつき、顧客に移転する履行義務の完全な充足に向けての企業の進捗度の測定に、同一の方法が使用されます。

契約期間にわたり、天然ガスおよび物的容量を含む、その他のコモディティを販売するための契約は、ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財またはサービスを表している可能性があります。しかし、それらが一定期間にわたり充足される履行義務の定義を満たすかどうかを決定するためにはより多くの判断が求められる場合があります。単一の履行義務とされた一連の別個の財またはサービスの移転の会計処理については、FASB および IASB によって実施上の潜在的な論点に関して財務諸表作成者を支援するために設置された合同の移行リソースグループが議論を行いました。さらなる情報については、[In transition US2015-04](#)をご参照ください。

新基準の下で電力・公益事業契約における履行義務を識別するには、判断の適用が求められます。報告企業は一般的に、電力、容量、付帯サービス、REC を含む複数の製品の売買に関して契約を締結します。こうした契約を評価するにあたり、報告企業は、顧客に財またはサービスを移転する約束のそれぞれが別個のものであるかどうかについて考慮する必要があります。

設例 1 – 履行義務の認識 (電力購入契約)

事例: Solar Sun Power Co. (「Solar 社」)は、3年間の電力購入契約(PPA)に従い、電力およびRECをPower Buyer Co. (「Buyer 社」)に販売します。当該PPAは、リースを含みません。このPPAの電力要素はデリバティブの定義を満たします。ただしSolar社がUS GAAPの下での通常購入・通常販売の範囲除外を選択しているため、デリバティブとして会計処理されません。当該PPAのREC要素も、デリバティブとして会計処理されません(例えば、純額決済の特性は該当なし)。つまり、当契約の各要素は、新基準の範囲内となります。

電力に関連した所有権と損失リスクを含む支配は、電力網の中で単一時点における電力の引渡時にBuyer社に移転します。RECに関連した所有権と損失リスクを含む支配は、Solar社の勘定からBuyer社の勘定へのRECの移転の完了時に移転します。移転は関連する電力が引渡される月の翌月に起こります。Solar社とBuyer社は、電力およびRECの売買契約を、単独で頻繁に実行します。

いくつかの履行義務がSolar社とBuyer社との間のPPAに含まれていますか

考察: 電力は、ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財を顧客に移転する約束を表します。電力が一定の期間にわたり充足される1つの履行義務を表すとする結論の根拠は、以下のとおりです。

1. Buyer社は電力から単独で便益を得ることができる(例えば、Buyer社は、単独で、市場に電力を販売することが可能であるため、電力は別個のものとなり得る)。
2. 電力を移転する約束は、PPAの中で区分して識別可能である(例えば、電力は契約の観点において別個のものである)。
3. 電力の引渡しという履行義務は、Buyer社がSolar社の履行によって供給される電力の便益を、Solar社が履行するにつれて同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される。
4. Solar社がBuyer社への移転を約束している一連の電力の別個の移転のそれぞれは、一定の期間にわたり充足される履行義務となるための要件を満たす。また一連の電力をBuyer社に移転する履行義務の完全な充足に向けてのSolar社の進捗度の測定に、同一の方法が使用される。

3年間のPPAの期間中に顧客にRECを移転する毎月の約束(36回の引渡し)は、以下に基づき、別個の財を表します。

1. Buyer社は、RECから単独で便益を得ることができる(例えば、Buyer社は、市場において単独でRECを販売することが可能であるため、RECは別個のものとなり得る)。
2. RECを移転する約束は、PPAにおいて区分して識別可能である(すなわち、RECは、契約の観点において別個のものである)。

RECを引き渡す毎月の約束(36回の引渡し)は、一定期間にわたり充足される履行義務として会計処理を行うための要件のいずれも満たさないことから一時点で充足される独立した履行義務となります。

注: 電力・公益事業業界における多くの契約は、電力および容量の販売を含みます。これらの製品は、一般に単独で販売されます。したがって、契約の中で区分して識別可能であるかぎり、経営者は電力および容量が独立した履行義務を表していると結論づける可能性が高くなります。これらの決定を行うためには判断が求められます。

一定の期間にわたる履行義務の充足の概念に関するさらなる議論については「企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する」のセクションをご参照ください。

設例 2 – 履行義務を識別する(発電所の設計および建設)

事例: Plant Builder 社(「Builder 社」)は、顧客である Facility Owner 社(「Owner 社」)のための発電所の設計および建設を行う契約を締結します。Builder 社は、プロジェクトの全体的な管理の責任を負い、建築設計、敷地の準備、電気サービス、タービン建設を含めて、提供する様々な財およびサービスを識別します。Builder 社は、これらの財およびサービスを顧客に対して個々に定例的に販売しています。

当該契約の中に履行義務はいくつありますか。

考察: 財およびサービスの束は、単一の履行義務として結合されなければなりません。約束された財およびサービスは、Owner 社が財またはサービスからの便益を単独でまたは顧客が容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができるため、別個のものとなり得ます。財およびサービスは、Builder 社が他の市場参加者に独立で財およびサービスを定例的に販売しており、Owner 社が使用、消費または販売によって個別の財およびサービスから経済的便益を生み出すことができるため、別個のものとなり得ます。

しかし、契約の中の他の約束から区分して識別可能ではないため、財およびサービスは契約の観点において別個のものではありません。Builder 社は、Owner 社が購入契約を結んだ様々な財およびサービスを発電所に統合する重要なサービスを Owner 社に提供するため、約束した財およびサービスは別個のものではありません。

取引価格を算定する

取引価格は、顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額(例えば、一部の売上税)を除いたものです。多くの電力および公共事業契約における取引価格の算定は、特に契約価格および数量が固定である場合には、非常に単純です。ただし、実務では報告企業はしばしば指標に基づく価格、変動数量、もしくはそれらの両方を含む契約を締結します。

例えば、売手は、事前に決定された価格で買手に電力を販売するために必要量購入契約を締結しますが、契約開始時に数量が分からないため、契約期間にわたって売手が受け取るべき対価の合計に関して不確実性が存在する可能性があります。特定の事実パターンにおいて、売手は、もし現在までに完了した売手の履行の顧客にとっての価値に直接対応するのなら、請求金額に基づき収益を認識することが可能である場合があります。履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定概念および請求金額で収益を認識できる実務上の便法に関するさらなる情報については「企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する」のセクションをご参照ください。

変動対価、重大な金融要素、現金以外の対価、または顧客に支払われる対価の形式を含む契約は、より複雑である可能性が高く、判断が求められます。

下表では、新基準、現行の US GAAP および現行の IFRS の下で、顧客との契約における取引価格の算定に関するガイダンスを要約しています。

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>変動対価</p> <p>企業は、取引価格を算定する必要があります。取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、変動対価の見積りを含みます。変動対価の見積りは、期待値または最も可能性の高い金額アプローチ(より適切に予測できる方)に基づかなければなりません。</p> <p>取引価格に含まれる変動対価は、制限の対象となります。制限の目的は、収益の重大な戻入れが生じないと見込まれる範囲で、履行義務が充足される際に企業が収益を認識することです。企業は、認識した収益の累計額の重大な下方修正が起らない可能性が非常に高い(US GAAP では「probable」、IFRS では「highly probable」と表記)場合に、この目的を満たすことができます。</p> <p>経営者は、変動対価の中に重大な収益の戻入れが生じない金額(すなわち「最小限の金額」)があり、これを取引価格に含める必要があるかどうかを判断しなければなりません。受け取ると予想される変動対価の最小限の金額の見積りを含めて、各報告期間に取引価格の見積りを再評価する必要があります。</p>	<p>収益が認識されるためには、売手の価格は固定金額または決定可能な金額である必要があります。</p> <p>変動対価に関連した収益は通常、不確実性が解消されるまで、認識されません。確率の評価に基づき収益を認識することは適切ではありません。</p>	<p>収益は、受領した、または受取可能な対価の公正価値で測定されます。公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者が独立第三者間取引において資産を交換または負債を決済する場合の金額をいいます。</p> <p>値引き、割戻し、およびその他のインセンティブ(現金決済割引など)が、受け取られる対価の公正価値の測定において考慮されます。</p> <p>変動対価に関連した収益は、全てのその他の収益認識基準が満たされていると仮定すると、経済的便益が企業に流入する可能性が高く、金額が信頼性を持って見積り可能である場合に、認識されます。</p>
<p>重大な金融要素</p> <p>顧客による支払いが履行時期から離れた後または前の時期に起こることにより、契約に金融要素が含まれる場合があります。このような時点の差異は、企業が顧客の購入を融資するのであれば顧客に便益を与え、顧客が履行に先立ち支払うことにより企業の活動を融資するのであれば企業に便益を与えることとなります。企業は重大な金融の便益の影響を取引価格に反映しなければなりません。</p> <p>重大な顧客への融資を含む契約においては、受け取った対価の一部が金利利得として計上されるため、認識する収益は受け取った現金よりも少額になります。重大な売手への融資を含む契約においては、金利費用が計上されるため、認識する収益は受け取った現金よりも多額になります。</p>	<p>現行の US GAAP は、貨幣の時間価値の原則を考慮する必要があることを除いては、金融要素の存在について特定の考慮を行うことを要求しません。</p>	<p>IAS 第 18 号では、支払いが繰り延べられ、契約が実質的に金融取引を構成する場合に割引きを要求しています。</p>

潜在的な影響

変動対価は、通常、業績ボーナスの形式において、電力・公益事業業界におけるサービス契約（例えば、発電所の運営や保守サービス契約）に含まれます。取引価格の算定の際、報告企業は、顧客への約束されたサービスの移転と交換に権利を得る対価の金額を見積もらなければなりません。

報告企業は、期待値方式または最も可能性の高い金額による方式のうちの、より適切に予測できる方式を使用して変動対価を見積もらなければなりません。期待値方式は、様々な生じ得る結果についての確率加重金額の合計を表します。最も可能性の高い金額による方式は、生じ得る結果の範囲における最も可能性の高い金額を表します。これは「自由な選択」を意図しているではありません。企業は、権利を得ることとなる対価の金額をより適切に予測できると見込んでいる方式を考慮し、類似した種類の契約について選択した方式を一貫して採用しなければなりません。

電力・公益事業に係る契約には、識別が複雑である可能性のある、重大な金融要素が含まれることがあります。長期契約において黙示的な金融要素が含まれる場合、取引価格は、貨幣の時間価値の影響について調整されなければなりません。

設例 1 – 変動対価 - 業績ボーナス

事例: IFRS 適用企業である Electric Company (「ElecCo 社」) および Rosemary Gas and Electric Company (「GasCo 社」)社は、運用および保守サービス契約の当事者です。この契約では、ElecCo 社が、GasCo 社の発電設備におけるすべての運用および保守に対する責任を負います。契約期間は 20X1 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間です。契約条件に基づき、ElecCo 社は行ったサービスに対して固定料金の \$10,000,000 を受け取ります。さらに、ElecCo 社は、1MW 当たりの年間の運営・保守コスト(「コスト/MW」)が前年より 10%以上低い場合は \$500,000、12%であれば \$250,000、15%であれば \$1,000,000 の累進的な業績ボーナスの権利を得ます。

GasCo 社と ElecCo 社間のサービス契約は、その他のサービス契約に類似しており、経営者は、その経験により、契約上の業績ボーナスに関連した金額を含めて、サービスに対して権利を得ることになる金額を正確に予測することが可能であると考えています。ElecCo 社は、このケースにおいて期待値法が最も適切に取引価格を予測可能であると結論づけます。

ElecCo 社は取引価格をどのように算定しますか

考察: 取引価格には、履行した作業によって権利を得る対価の金額についての ElecCo 社の見積りを含めなければなりません。ElecCo 社は、期待値アプローチがより適切に予測できると判断したため、取引価格は以下のように計算されます。

確率加重対価

\$11,000,000 (固定料金 + 業績ボーナス\$1,000,000) × 20%	\$2,200,000
\$10,500,000 (固定料金 + 業績ボーナス\$500,000) × 40%	\$4,200,000
\$10,250,000 (固定料金 + 業績ボーナス\$250,000) × 40%	<u>\$4,100,000</u>
確立加重対価の合計	\$10,500,000

ElecCo 社は類似の契約に関する重要な経験に基づき上記のシナリオに確率を割り当てました。合計取引価格の \$10,500,000 は、確率加重した見積りを反映しています。ElecCo 社は、各報告日に見積りを更新する必要があります。類似の契約における ElecCo 社の経験に基づき、経営者は、変動対価の見積りである \$500,000 全額を取引価格に含めたとして、認識した収益の累計額の重大な戻入は生じない可能性が非常に高いと結論づけました。したがって、変動対価は制限されませんでした。一方、もし、ElecCo 社が、認識した収益の累計額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高くはないと結論づけるのであれば、累進的な業績ボーナスに関連した変動対価(またはその一部)は取引価格に含まれるべきではないと結論づけていたかもしれません。

取引価格を契約の中の履行義務に配分する

電力・公益事業業界における報告企業は、一般的に、電力およびその他のエネルギー関連製品（容量、付属サービスおよび REC）の売買契約を履行します。こうした種類の契約（しばしば「束ねられた契約」と呼ばれるもの）に、束ねられた固定価格が含まれることは一般的です。束ねられた契約に複数の履行義務が含まれると判断された場合、報告企業は、収益が正しい時期と金額で計上されるよう、それぞれの独立した履行義務に取引価格を配分する必要があります。

下表では、新基準、現行の US GAAP および現行の IFRS に基づく顧客との契約における取引価格の配分に関するガイダンスを要約しています。

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>取引価格は、契約の中の履行義務の独立販売価格の比率に基づき、独立した履行義務に配分されます。独立で販売されない項目については、独立販売価格を見積もらなければなりません。</p> <p>残余アプローチは、財またはサービスの販売価格の変動性が高いかまたは不確定である場合に、独立販売価格を見積もるための手法として使用される可能性があります。</p> <p>変動対価や値引きなど、取引価格のいくつかの要素は、契約の中のすべての履行義務ではなく 1 つの履行義務のみに影響を与える場合があります。変動対価は、特定の条件が満たされる場合、とりわけ、変動対価の条件が、企業が当該履行義務を充足するかまたは当該別個の財またはサービスを移転するための努力（または当該履行義務の充足または当該別個の財またはサービスの移転の特定の結果）に個別に関連している場合には、特定の履行義務のみに配分することが可能です。</p> <p>値引きは、以下の要件のすべてに該当する場合、特定の履行義務に配分されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業は通常、契約の中の別個の財またはサービスのそれぞれを単独で販売している。 • 企業が通常、それらの別個の財またはサービスのうちのいくつかを束にしたものも、値引きして販売している。 • その別個の財またはサービスの束に帰属する値引きが、当該契約における値引きとほぼ同額であり、それぞれの束の中の財またはサービスの分析により、当該契約における値引きの全体がどの履行義務に属するのかの観察可能な証拠が提供されている。 	<p>対価は、ASC 605-25-30-4 および 30-5 に記載された特定の例外を除き、販売価格比例方式に基づいて取引の各要素に配分されます。</p> <p>引き渡した項目に配分する対価は、未引渡し項目の提供、もしくは将来の履行義務の充足に左右されない対価に限定されます。</p>	<p>対価は通常、公正価値、またはコストに合理的なマージンを加算したものの比率によるアプローチに基づき、契約における独立した構成要素に配分されます。残余アプローチまたは逆残余アプローチも使用される可能性があります。</p>

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>企業は、取引価格のその後のあらゆる変動を、契約開始時と同じ基礎により、配分することが要求されます。したがって、企業は、契約開始後の独立販売価格の変動を反映するために取引価格の再配分をしてはなりません。</p>		

潜在的影響

電力・公益事業企業は、一般に、電力、容量および REC を含む、束ねられた契約に含まれている商品を独立でも販売しています。そのため、束ねられた契約の中での各履行義務への取引価格の配分は、一般に、各履行義務の独立販売価格、すなわち報告企業が電力、容量、REC または束ねられた契約に含まれているその他の製品を顧客に独立で販売する価格の比率に基づき行われます。

設例 1 – 取引価格の配分-独立販売価格が直接的に観察可能

事例: 20X0 年 1 月 1 日、Power Seller Co. (「Seller 社」) は、Power Buyer Co. (「Buyer 社」) に対して、電力 (1 時間あたり 10MW) および関連する REC (1MWh 当たり 1REC) を、束ねられた価格として \$200/MWh で 20X0 年の 6 月中に販売することに合意します。合計取引価格は、\$1,440,000 (10MW / 1 時間あたり × 24 (1 日の時間) × 30 (6 月の日数) × \$200/MWh) です。この契約の電力要素は、デリバティブの定義を満たします。しかし、Seller 社は、US GAAP の下での通常購入・通常販売の範囲除外を選択しています。本契約における REC 要素についてもデリバティブではありません。したがって、契約全体が新基準の範囲内となります。Seller 社は、電力および REC をそれぞれ \$60/MWh および \$180/REC で独立で顧客に販売しています。これらの価格は、契約開始時の先渡市場価格を反映しています。Seller 社はこれらの製品を独立で販売しており、かつ契約において区分して識別されるため、これらは別個のものであり、独立した履行義務として会計処理されます。

Seller 社は履行義務に取引価格の \$1,440,000 をどのように配分すべきでしょうか

考察: Seller 社は、以下のとおり独立販売価格の比率に基づき電力および REC に取引価格の \$1,440,000 を配分しなければなりません

電力:	\$360,000	$(\$1,440,000 \times (\$432,000 [7,200 (20X0 \text{ 年 } 6 \text{ 月} \text{ における } \text{MWhs}) \times \$60/\text{MWh}] / \$1,728,000))$
RECs:	\$1,080,000	$(\$1,440,000 \times (\$1,296,000 [7,200 (20X0 \text{ 年 } 6 \text{ 月} \text{ における } \text{REC}) \times \$180/\text{REC}] / \$1,728,000))$

取引価格は \$1,440,000 ですが、もし電力と REC をそれぞれ単独で販売したとすれば、取引価格は合計で \$1,728,000 (($\$60 \times 7,200$) + ($\$180 \times 7,200$)) となるでしょう。公正価値の比率に基づいて価格を配分した結果、\$288,000 の値引きが 2 つの履行義務に比例的に配分されます。契約の中で反証がないかぎり、値引きは履行義務に比例的に適用されると想定されます。

設例 2 – 取引価格の配分 - 独立販売価格の見積り

事例: Home Maintenance Co. (「Seller 社」) は、Customer Co. (「Buyer 社」) とエネルギー効率化設備の据付け、保守および確認をするための契約を取引価格 \$100,000 で締結します。Seller 社は、通常、据付けおよび保守サービスをそれぞれ \$25,000 および \$45,000 で単独で販売しています。確認サービスは Seller 社が以前に販売したことのない新規のサービスの提供であり、確立された価格はありません。しかし確認サービスは Seller 社の競合相手が \$52,000 で定期的に販売しています。確認サービスの提供における自社の市場でのポジション (例えば、市場シェアが小規模であること) を考慮し、Seller 社は、確認サービスの提供を収益性のあるものにする利益マージンを達成するためには、\$55,000 で確認サービスを販売する必要があると判断します。Seller 社は、据付け、保守、確認サービスは独立した履行義務を表していると結論づけます。

Seller 社は、履行義務に取引価格の \$100,000 をどのように配分すべきでしょうか

考察: Seller 社は、以下のような独立販売価格 (またはその見積り) の比率に基づき、据付け、保守、確認サービスに取引価格を配分しなければなりません。

据付けサービス:	\$20,000	$(\$100,000 \times (\$25,000 / \$125,000))$
保守サービス:	\$36,000	$(\$100,000 \times (\$45,000 / \$125,000))$
確認サービス:	\$44,000	$(\$100,000 \times (\$55,000 / \$125,000))$

対価は \$100,000 ですが、もしそれぞれのサービスを単独で販売したとすれば、対価は合計で \$125,000 となるでしょう。公正価値の比率に基づいて配分が行われた結果、\$25,000 の値引きが 3 つの履行義務に比例的に配分されます。

企業が履行義務の充足時に (または充足するにつれて) 収益を認識する

現行のガイダンスに基づく収益認識は主にリスクと経済価値の移転に基づいています。新基準の下で、収益は、財またはサービスの支配が顧客に移転することにより、企業が履行義務を充足した時に認識されます。支配は一時点において移転するか、または一定期間にわたり移転します。支配に基づく基準への変更により、企業は収益を認識すべき時期を注意深く評価することが求められます。

電力販売契約において、売手は一定の期間にわたり電力の支配を移転し、顧客は、売手の履行からの便益を売手が履行するにつれて同時に受け取って消費します。したがって、売手は履行義務を充足し、一定期間にわたり収益を認識します、売手は、電力を引き渡す履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより、一定の期間にわたり収益を認識する必要があります。

下表では、新基準、現行の US GAAP および IFRS の下で企業が履行義務の充足時に (または充足するにつれて) 収益を認識する際のガイダンスを要約しています。

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>収益は、履行義務の充足時、つまり財またはサービスの支配の顧客への移転時に認識されます。支配は一定期間にわたり、または一時点で移転します。</p> <p>一定の期間にわたり</p> <p>履行義務は、以下の要件のいずれかに該当する場合には、一定の期間にわたり履行義務が充足されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客が、企業が履行するにつれて企業の履行による便益を受け取って消費する 企業の履行が、資産(例えば仕掛品)を創出するかまたは増価させ、顧客が当該資産の創出または増価につれてそれを支配する 履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、顧客が創出された資産に対する支配を有していないが、企業が現在までに完了した履行義務に対する支払を受ける強制可能な権利を有している。 <p>企業は、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を企業が合理的に測定することが可能な場合にのみ、一定期間にわたり収益を認識しなければなりません。</p> <p>一定の期間にわたり充足される履行義務の完全な履行に向けての企業の進捗度を測定するために使用することのできる方法には、以下のものがあります。</p> <p>アウトプット法-アウトプット法は、収益の認識を、現在までに移転した財またはサービスの顧客にとっての価値の直接的な測定と、契約で約束した残りの財またはサービスとの比率に基づいて行います。このような手法の例は、引渡単位に基づく方法および請求金額に基づく方法(実務上の便法)などがあります。</p> <p>インプット法-インプット法は、収益の認識を、履行義務の充足のための企業の労力またはインプットが、当該履行義務の充足のための予想されるインプット合計に占める割合に基づいて行います。そうした手法の例は、発生したコストに基づく方法および費やした労働時間に基づく方法が含まれます。</p>	<p>US GAAP は、建設または一定の生産型契約のガイダンスの範囲内ではないサービス契約の収益認識に関して比例履行法を容認しています。しかし、収益を比例履行法に従い一定期間にわたり認識すべきか、またはサービスの完了時に認識すべきかを評価するための明確なガイダンスはありません。</p> <p>原価測定値を例外として、アウトプット測定値が存在しないか、過大なコストなしでは利用可能ではない場合には、完了に向けてのおおよその進捗を表すインプット測定値を使用することができます。</p> <p>収益は、便益の識別可能なパターンに基づいて認識されます。パターンが存在しない場合は、定額アプローチが適切である可能性があります。</p>	<p>IFRS は、サービス取引につき、取引の進捗度に応じて会計処理を行うことを要求します。この方式はしばしば工事進行基準と呼ばれます。進捗度は、様々な方式によって決定される可能性があります(原価比例法を含む)。</p> <p>収益は、サービスが特定の期間にわたり不確定の数の行為により実行され、より適切に進捗度を表す方式がない場合、定額法で認識される場合があります。</p> <p>特定の行為がサービスの一部として実行される他のいかなる行為よりも著しく重要である場合、収益の認識時期についても、影響がある可能性があります。</p>

新基準	現行の US GAAP	現行の IFRS
<p>一時点で</p> <p>契約における履行義務が一定の期間にわたる収益の認識の要件に該当しない場合、企業は一時点において(支配の移転時に)収益を認識します。</p>		

潜在的な影響

一般に、PwC は、PPA の下で電力の売買を行う履行義務が、一定の期間にわたり充足される単一の履行義務であるとみなされると予想しています。その結果、報告企業は、新基準に記載された「アウトプット法」または「インプット法」の許容可能な形式の適用を通じて履行義務の完全な充足へ向けての進捗度を測定することが要求されます。価格および数量の規定を含む、PPA の基本的な仕組みおよび契約条件は、報告企業が選択する方式に影響を与えます。履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定方法は、各報告期間において認識される収益に、直接影響を与えます。したがって、報告企業は選択されている方式が履行義務の完全な充足に向けての履行を忠実に描写していることを確かめる必要があります。

新基準には、現在までに完了した企業の履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有している場合には、企業が請求する権利を有している金額で収益を認識することを許容する実務上の便法があります。これは、企業が提供したサービスの時間または単位ごとの固定金額を顧客に請求する場合に典型的に当てはまります。特定の状況、とりわけ、契約が変動性のある価格を含む場合(例えば契約期間内に価格が上昇していく場合)には、請求される金額が顧客にとっての価値に直接対応するかどうかについて判断が求められます。新基準において、上昇する価格(または段階的価格)を含む契約からの収益の会計処理は、将来的に解釈上のガイダンスが提供される可能性がある適用上の論点であり、この論点の将来的な進捗を財務諸表作成者は注視する必要があります。

事例 1 – 収益の認識 - 履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定

事例: Power Seller Co. (「Seller 社」)および Power Buyer Co. (「Buyer 社」)は、電力の売買のための 6 年間の PPA を締結しました。Buyer 社は、契約開始時における電力の先渡市場価格を反映した価格で、契約期間中に 1 時間当たり 10MW の電力 (87,600MWh/1 事業年度) を購入する義務を負っています。契約価格は以下のとおりです。

- 第 1-2 年度: \$50/MWh
- 第 3-4 年度: \$55/MWh
- 第 5-6 年度: \$60/MWh

Buyer 社への電力の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を表す取引価格は、\$28,908,000 (1MWh 当たりの年間契約価格 × 年間契約量)です。Seller 社は、電力を販売するという約束は、一定の期間にわたり充足される1つの履行義務を表していると結論づけます。

Seller 社は、PPA の下で収益をどのように認識すべきですか

考察: 履行義務が一定期間にわたり実行されるため、Seller 社は PPA の期間中に電力を供給する義務の完全な充足に向けての進捗を測定するために使用される方法を選択しなければなりません。

前述の通り、当基準には、企業が現在までに完了した履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額であるならば、企業が請求する権利を有する金額での収益認識を許容する実務上の便法が含まれています。請求された金額が顧客にとっての価値に直接対応しているかどうかについての結論を出すには判断が求められます。実務上の便法の適用は、この事例においては適切ではない可能性があります。Seller 社が実務上の便法の適用が適切であると結論づけるのであれば、収益は以下のように計算されます。

契約年	認識する収益	計算
第 1 年度および第 2 年度	\$4,380,000 /年	87,600MWh×\$50/MWh [第 1 年度および第 2 年度の契約価格]
第 3 年度および第 4 年度	\$4,818,000 /年	87,600MWh×\$55/MWh [第 3 年度および第 4 年度の契約価格]
第 5 年度および第 6 年度	\$5,256,000 /年	87,600MWh×\$60/MWh [第 5 年度および第 6 年度の契約価格]

注: もし Seller 社が、契約に含まれる物価上昇が各年に顧客に引き渡される価値を反映しないと判断した場合、収益認識のための進捗度の測定を「引渡単位」法に基づき行うことを選択する可能性があります。その結果、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき契約期間にわたり首尾一貫した収益認識を行うこととなります。これは契約上の合計取引価格および合計予想単位に基づく1単位当たりの平均価格となる可能性があります。

包括的な事例－5 ステップ・モデルの適用

設例 1－束ねられた契約に対する 5 ステップ・モデルの適用

事例: Bundle Seller Co. (「Seller 社」)と Bundle Buyer Co. (「Buyer 社」)は、束ねられた固定価格による 1 時間当たり 10MW の電力と関連する REC (1MWh 当たり 1REC) の売買契約 (以下、「契約」または「PPA」) を締結しました。契約期間は、20X1 年 1 月 1 日から 20X4 年 12 月 31 日までです。契約期間の各年度における束ねられた固定価格は、それぞれ \$200、\$205、\$210 および \$215 です。束ねられた価格の増加は、取得日時点において、電力および REC の先渡価格が契約期間にわたって増加していることを示しています。電力の所有権および関連する損失のリスクを含む支配は、電力網のある 1 点で引渡され、引渡時に移転します。所有権および関連する損失リスクを含む REC の支配は、Seller 社の勘定から Buyer 社の勘定への REC の移転の完了時に移転し、それは関連する電力の引渡し月の翌月に発生します。

Seller 社およびその他の市場参加者は、単独で電力および REC の売買契約を頻繁に締結します。

Seller 社は、この契約にはリース取引は含まれないと結論づけました (すなわち、有形固定資産は明示的にも黙示的にも識別されていません)。この契約の電力要素は、電力が引渡場所において容易に現金に交換可能である場合、デリバティブの定義を満たしますが、Seller 社は通常購入・通常販売の範囲除外を選択しています。また、REC 要素は非デリバティブです (すなわち、純額決済の特性はありません)。つまり、この契約の各要素は新基準の範囲に含まれます。

考察:

ステップ 1－顧客との契約を識別する

それぞれの要素 (すなわち、電力および REC) を含め、当該契約は新基準の範囲に含まれ、また、契約対価の回収可能性は高いと考えられます。

ステップ 2－履行義務を識別する

電力要素は、ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財を移転する約束を表します。したがって、電力は、一定の期間にわたり充足される 1 つの履行義務を表します。この結論は以下の要因に基づきます。

1. 電力は(a)Buyer 社がそれ単独で便益を得ることができ(すなわち、Buyer 社は市場に電力を単独で販売することが可能である)、(b)電力を移転する約束は、契約におけるその他の約束から区分して識別可能であるため、別個のものである。(すなわち、電力は、Buyer 社への結合後のアウトプットの製造または引渡しのためのインプットではなく、また、契約における別の約束の大幅な修正やカスタマイズをするものではなく、かつ契約におけるその他の約束した財への依存性や相互関連性が高いものではない)。
2. 電力を供給する履行義務は、Buyer 社が企業の履行によって提供される便益を、企業が履行するにつれて同時に受け取って消費するため、一定の期間にわたり充足される。
3. Buyer 社へ移転すると企業が約束している一連の電力の別個の移転のそれぞれが、一定の期間にわたり充足される履行義務となる要件を満たし、また、Buyer 社への一連の別個の財のそれぞれを移転する履行義務の完全な充足に向けての企業の進捗度を測定するために同じ方法が使用される。

当 PPA の期間中に顧客に REC を移転する毎月の約束(計 48 回の引渡)は、以下に基づき別個の財を表します。

1. Buyer 社が REC から単独で便益を得ることができる(すなわち、Buyer 社は、市場に、REC を単独で販売することが可能であるため、REC は別個であり得る)。
2. REC を移転するという約束が、当 PPA において区分して識別可能である(すなわち、REC が契約の観点において別個のものである)。

REC を引き渡すというそれぞれの約束は、そのような約束を一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理するためのいずれの要件も満たさないため、一時点で充足される独立した履行義務となります。

ステップ 3—取引価格を算定する

取引価格とは、約束した財の顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額です。契約条件に基づき、Seller 社は、4 年間の契約期間中、束ねられた固定価格で 1 時間につき 10MW を販売します。これらの価格は契約期間中の各年度において引き上げられます。取引価格は、\$72,708,000 になります。以下の表では、この取引価格になる計算を説明しています。

契約年度	契約価格	契約数量 (a)	合計金額
1 年目	\$200/MWh	87,600MWh	\$17,520,000
2 年目	\$205/MWh	87,600MWh	\$17,958,000
3 年目	\$210/MWh	87,600MWh	\$18,396,000
4 年目	\$215/MWh	87,600MWh	\$18,834,000
合計		350,400 MWh	\$72,708,000

(a) 年間契約数量は次のとおり計算されました。10 [MW/時間]x 24 [時間/日]x 365 [日/年]

ステップ 4—取引価格を契約における履行義務に配分する

顧客に電力を移転する約束は、一定の期間にわたり充足される 1 つの履行義務を表しています。また顧客に REC を移転する毎月の約束は、一時点で充足される個々の履行義務を表します。取引価格は、顧客に提供される財の独立販売価格の比率に基づき各履行義務に配分されなければなりません。そのため、Seller 社は、束ねられた契約における各履行義務の基礎となる別個の財の契約開始時における独立販売価格(以下「SSP」という)を決定し、当該独立販売価格に比例して取引価格を配分しなければなりません。

Seller 社は、通常の営業の過程において電力および REC を頻繁に単独で販売しているため、類似の顧客に独立で販売する際の電力および REC の請求価格が、SSP の最良の証拠となります。その結果、Seller 社は、電力または REC のいずれかの SSP を見積ったり、導き出したりすることは要求されません。そうではなく、Seller 社は、契約が締結日における先渡価格を反映した取引価格を配分する目的で SSP を使用します。

電力および REC の SSP は、以下のように計算されました。

年度	SSP - 電力 (a)	SSP - REC (a)	数量	SSP 合計 - 電力	SSP 合計 - REC	SSP 合計
20X1	\$41/MWh	\$162/REC	87,600	\$3,591,600	\$14,191,200	\$17,782,800
20X2	\$43/MWh	\$165/REC	87,600	\$3,766,800	\$14,454,000	\$18,220,800
20X3	\$45/MWh	\$168/REC	87,600	\$3,942,000	\$14,716,800	\$18,658,800
20X4	\$47/MWh	\$171/REC	87,600	\$4,117,200	\$14,979,600	\$19,096,800
合計			350,400	\$15,417,600	\$58,341,600	\$73,759,200

(a) この事例では、Seller 社は、電力および REC の SSP が契約締結日時点での電力および REC の先渡価格を表していると判断しています。契約開始後に電力および REC の SSP が変動しても、取引価格の配分は更新しません。

Seller 社は、以下のように電力に取引価格を配分します。当該価格は、一定の期間にわたり充足される 1 つの履行義務を表します。

電力: $\$15,197,872$ ($\$72,708,000 \times (\$15,417,600 \text{ [SSP]} / \$73,759,200 \text{ [SSP の合計]})$)

Seller 社は、以下のように REC に取引価格を配分します。当該価格は、一時点で充足される個々の履行義務を表します。

年度	年間金額 (a)	計算
20X1	\$13,988,950	$\$72,708,000 \times (\$14,191,200 \text{ [SSP]} / \$73,759,200 \text{ [SSP の合計]})$
20X2	\$14,248,005	$\$72,708,000 \times (\$14,454,000 \text{ [SSP]} / \$73,759,200 \text{ [SSP の合計]})$
20X3	\$14,507,059	$\$72,708,000 \times (\$14,716,800 \text{ [SSP]} / \$73,759,200 \text{ [SSP の合計]})$
20X4	\$14,766,114	$\$72,708,000 \times (\$14,979,600 \text{ [SSP]} / \$73,759,200 \text{ [SSP の合計]})$
Total	\$57,510,128	

(a) 四捨五入により軽微な差異が生じる場合があります。

約束した対価 (\$72,708,000) に対して電力および REC の SSP の合計 (\$73,759,200) が超過している部分は、財の束の購入において Buyer 社が Seller 社から受け取る値引きを表します。SSP の比率に基づき配分することにより、値引きの \$1,051,200 は、各履行義務に比例的に配分されます。電力に配分される値引きは、\$219,728 ($\$1,051,200 \times (\$15,417,600 / \$73,759,200)$) となります。20X1 年 1 月および 2 月において REC を引き渡す履行義務に配分される値引きは、それぞれ \$17,177 ($\$1,051,200 \times (\$14,191,200 \times (31/365) / \$73,759,200)$) および \$15,515 ($\$1,051,200 \times (\$14,191,200 \times (28/365)) / \$73,759,200$) です。REC を引き渡す履行義務 48 回に帰属する値引きの合計は、\$831,472 ($\$1,051,200 \times (\$58,341,600 / \$73,759,200)$) です。

ステップ 5—企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

Seller 社は、約束した財(すなわち、資産)を Buyer 社に移転することにより履行義務を充足する時に(または充足するにつれて)収益を認識しなければなりません。資産は、Buyer 社が資産の支配を獲得した時に(または獲得するにつれて)移転します。Buyer 社は、当該財の使用を指図して当該財からの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を獲得しているのなら、財の支配を獲得しています。

Seller 社は、電力の支配を一定の期間にわたり移転し、Buyer 社は、Seller 社の履行によって提供される便益を、Seller 社が履行するにつれて同時に受け取って消費します。したがって Seller 社は、電力を引き渡す履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより一定の期間にわたり電力の販売に関する履行義務を充足し、収益を認識します。進捗度を測定する目的は、Buyer 社への電力の支配を移転する Seller 社の履行を描写することです。Seller 社は一時点で REC の支配を移転します。したがって、Seller 社は、関連する電力が引き渡された月の翌月に収益を認識します。

前述の通り、新基準には、企業が請求する権利を有する金額が、現在までの企業の履行の顧客にとっての価値に直接対応している場合、企業が当該金額で収益を認識することを許容する実務上の便法があります。請求金額が顧客にとって価値に直接対応しているかどうかを結論づけるために判断が必要となる場合があります。また、この事例において実務上の便法の適用は適切ではないかもしれません。

収益は、各履行義務について、支配の移転時(すなわち、電力の電力網への引渡時および REC の Buyer 社の勘定への移転時)に認識されなければなりません。もし Seller 社が、実務上の便法の適用が適切であると結論づけるのであれば、Seller 社は最初の 3 か月間の電力および REC の毎月の引渡について以下のように収益を認識します。

履行義務	20X1年1月	20X1年2月	20X1年3月	20X1年4月	合計
電力の収益*	\$300,502	\$271,421	\$300,502		\$872,425
RECの収益**		\$1,187,498	\$1,072,579	\$1,187,498	\$3,447,575
合計	\$300,502	\$1,458,919	\$1,373,081	\$1,187,498	\$4,320,000

* 引き渡された製品の固定数量(1月は7,440 MWh、2月は6,720 MWh、3月は7,440 MWh)と配分された1単位当たりの取引価格\$40.39/MWhで計算しています。配分された1単位当たりの取引価格は、SSPの比率に基づく割合(\$3,591,600/\$17,782,800)に束ねられた固定価格(\$200.00)を乗じたものです。

** 引き渡された製品の固定数量(1月は7,440 MWh、2月は6,720 MWh、3月は7,440 MWh)と配分された1単位当たりの取引価格\$159.61/RECで計算しています。配分された1単位当たりの取引価格は、SSPの比率に基づく割合(\$14,191,200/\$17,782,800)に束ねられた固定価格(\$200.00)を乗じたものです。収益はRECがBuyer社の勘定へ移転した期間に認識され、それは電力が引き渡された月の翌月に発生することに注意してください。

最初の3か月における電力およびRECの引渡について、Seller社が認識する収益の合計金額は、20X1年1月から3月までの3か月間にBuyer社に請求される金額の合計と同額となります(1月が\$1,488,000(10 [MW/時間]×24 [時間/日]×31 [1月の日数]×\$200 [束ねられた価格])、2月が\$1,344,000(10 [MW/時間]×24 [時間/日]×28 [2月の日数]×\$200 [束ねられた価格])および3月が\$1,488,000(10 [MW/時間]×24 [時間/日]×31 [3月の日数]×\$200 [束ねられた価格])。しかし、収益認識の時期は、各製品の支配がいつBuyer社に移転するかにより異なります。

注：実務上、報告企業は、とりわけ次の要因に基づき、類似の束ねられた契約に関して上記とは異なる結論を下す可能性があります。(1) 契約価格が契約期間にわたって顧客にとっての価値に直接対応するかどうかの結論を含めた、契約の根底にある経済的実質、(2) 市場の構造(例えば、RECがすべての市場において独立した履行義務を表さない場合がある)、(3) 販売ポートフォリオの構成(例えば、電力またはRECが単独で販売されない可能性があるため、独立販売価格を見積る必要があるかもしれない)および(4) 支配の移転する時期に関する結論(例えば、報告企業は、特定の事実および状況においてRECの支配の移転が関連する電力の支配の移転時に起きると結論をづける可能性があります。)

表示、開示、経過措置

新基準における表示、開示、経過措置に関するガイダンスについては、[In depth US2014-01](#)「顧客との契約から生じる収益」(日本語訳)および[PwC 2014 global accounting and reporting guide](#)「Revenue from contracts with customers(顧客との契約から生じる収益)」(英語)をご参照ください。

PwC の電力・公益事業業界のプラクティス

PwC は、主要な電力・公益事業業界の報告企業に幅広い会計およびビジネスに関するアドバイザリーサービスを提供しています。PwC の専門家は、会計・監査、料金規制、金融リスク管理、収益保証、税務、トランザクションサービス、環境規制、SOX 法遵守、およびその他の分野に特化しています。

また PwC は、新しく常に進化してゆく会計基準が電力・公益事業業界の報告企業に与える影響および適用上の論点について、最先端の解釈および理解を提供しています。

質問

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本資料に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの収益チーム(1-973-236-7804 または 1-973- 236-4377)までお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.